

令和元年度

八代市議会経済企業委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 24 |

令和元年9月24日（火曜日）

経済企業委員会会議録

令和元年9月24日 火曜日

午前10時02分開議

午後 1時06分開議（実時間162分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））
1. 議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））
1. 議案第72号・八代市市民農園条例の一部改正について
1. 議案第73号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について
1. 議案第51号・平成30年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 議案第52号・平成30年度八代市病院事業会計決算の認定について
1. 平成30年陳情第6号・御小袖塚及び護国山顕孝寺跡並びに周辺史跡の保存及び整備方について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・水道事業に関する諸問題の調査

（八代市水産振興ビジョンの策定について）

（指定管理者の更新について）

（やつしろハーモニーホールネーミングライツ・パートナー募集について）

（八代港ポートセールスビジョンの改訂について）

（台湾バドミントン協会との友好交流覚書

締結について及び2019女子ハンドボール世界選手権大会について)

（プレミアム付商品券事業について）

○本日の会議に出席した者

委員長 成 松 由紀夫 君
副委員長 西 濱 和 博 君
委員 亀 田 英 雄 君
委員 北 園 武 広 君
委員 庄 野 末 藏 君
委員 高 山 正 夫 君
委員 増 田 一 喜 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

経済文化交流部長 山 本 哲 也 君
経済文化交流部次長 岩 崎 和 也 君
経済文化交流部次長 中 勇 二 君
商工政策課長 田 中 孝 君
文化振興課長 沖 田 丈 房 君
文化振興課主幹兼
文化財係長 米 崎 寿 一 君
スポーツ振興課長 小 野 高 信 君
スポーツ振興課長補佐兼
スポーツプロジェクト推進室長 本 村 秀 記 君
理事兼国際港湾振興課長 南 和 治 君
プレミアム付商品券
事業推進室長 山 内 真 奈 美 君
農林水産部長 沖 田 良 三 君
農林水産部次長 福 田 新 士 君
水産林務課長 中 川 俊 一 君
フードバレー推進課長 豊 田 正 樹 君
農林水産政策課長 豊 田 浩 史 君

健康福祉政策課長 續 良彦君
泉支所地域振興課長 中村道久君
理事兼企画政策課長 福本桂三君
部局外

水道局長 松田仁人君
水道局主幹兼業務係長 古田和弘君

○記録担当書記 中川紀子君

(午前10時02分 開会)

○委員長(成松由紀夫君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号(関係分)

○委員長(成松由紀夫君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費について、経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長(山本哲也君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 経済文化交流部部長の山本です。

経済企業委員会に付託されました議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算書第6号中、経済文化交流部に係る部分につきまして、次長の岩崎より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○経済文化交流部次長(岩崎和也君) おはよう

ございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 経済文化交流部の岩崎です。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○経済文化交流部次長(岩崎和也君) それでは、議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算書・第6号の15ページ下段をごらんください。

款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費、補正額166万1000円を計上し、補正後の額を19億3395万5000円としております。

財源は、全て一般財源です。

説明欄の働く婦人の家管理運営事業として、需用費46万5000円、補償補填及び賠償金119万6000円を計上しています。

この内容としましては、働く婦人の家の南側周辺が電波障害エリアとなっており、現在、働く婦人の家の屋上に共同アンテナを設置し、対象世帯に直接有線で配信しております。

しかしながら、機器類や配線ケーブル等の老朽化により、配信がたびたび中断していることから調査した結果、現在のデジタル放送では、戸別にアンテナ増幅器を設置することで電波受信が安定することが判明いたしました。

そこで、早期に対象世帯の電波状態が改善されるとともに、受信施設が個人管理となることから、今後の維持修繕費も抑制されることもあり、共同アンテナの代替措置として、現在使用している配信用の機器類等の撤去と、対象世帯へ戸別アンテナ・増幅器設置相当分の補償に要する経費を補正するものでございます。

続きまして、16ページ上段をごらんください。

款6・商工費、項1・商工費、目3・観光費、補正額85万6000円を計上し、補正後の額を5億8829万2000円としております。

財源は、国県支出金として、熊本県癒しの森整備支援事業補助金80万円、一般財源5万6000円としております。

説明欄の泉観光施設管理運営事業の需用費85万6000円は、泉町にある梅の木轟公園の案内板、木製ベンチ、防護柵等の修繕に要する経費を補正するものです。

続きまして、17ページ下段をごらんください。

款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費、補正額72万7000円を計上し、補正後の額を1億1896万円としています。財源は、全て一般財源です。

説明欄の厚生会館管理運営事業については、市民の文化的豊かさの向上のために、厚生会館、やっしろハーモニーホール、鏡文化センター、旧パトリア千丁である八代市公民館の4つの文化ホールについて、観光施設や体育施設のあり方検討会と同様に、専門家や利用者など幅広い市民の意見を取り入れ、施設の利用方針など、今後の文化ホールのあり方について外部委員による検討会を実施するものでございます。これに要する報酬、費用弁償、市民アンケート等の経費を補正するものでございます。

続きまして、18ページ上段をごらんください。

款9・教育費、項7・社会教育費、目6・文化財保護費、補正額27万4000円を計上し、補正後の額を7億200万1000円としております。

説明欄の指定文化財保存管理事業は、松井神社境内にある県指定天然記念物臥龍梅の所有者が行う樹勢回復に要する経費の一部を補助するものです。

最後に、次の段をごらんください。

款9・教育費、項8・社会体育費、目2・社会体育事業費、補正額50万円を計上し、補正後の額を1億9837万1000円としており

ます。

財源としては、その他50万円となっておりますのは、全て寄附金でございます。

説明欄のスポーツ推進委員関係事業は、八代弘済会からスポーツ振興に役立ててほしいと寄附があったことから、子供、高齢者、障害者などが幅広く楽しむことができるボッチャなどのニュースポーツ用具や各種スポーツ行事で使用するラインカーなどの備品購入に要する経費を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（西濱和博君） 15ページ、商工費、働く婦人の家管理運営事業についてお尋ねしたいと思います。2点お伺いします。

今回、電波障害への対応ということで御説明の内容、十分理解できました。ちなみに、参考までですけれども、こういう戸別のふぐあいがあったときに、各世帯から市のほうへ御対応の御相談とかあったかと思っておりますけど、どのような形でその都度、お答えをされてきたのかというのが1点と、2点目ですけれども、今回、具体的な予算の金額、計上してありますが、対象世帯となっていらっしゃる13世帯の皆さん、御理解というか、内諾とれていらっしゃるかどうかが、この2点お伺いします。

○商工政策課長（田中 孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工政策課の田中でございます。

ただいま副委員長のほうから御質問いただいた点で、まず1点目でございます。どのような対応をしていたかという点でございますが、直近で申しますと、5月の連休でございましたが、いきなりテレビが映らなくなったという情報が、まずもって、うちの課のほうに参りま

す。その際は、うちの課長補佐、担当で出てまいりまして、婦人の家の館長とともに現場を回ったところでございます。

ただ、そのような対応の仕方しましても、原因の特定というのがなかなか応急では難しゅうございまして、電波の電線の部分であったりとか、ちょっと電気ボックスの部分であったりというので、業者に来ていただいて見てもらいながら、見てもらってる最中に、いきなりテレビがつき出すというような、ちょっと故障の特定もしにくい状況になっておるところでございます。昭和58年からということでございましたので、そういう対応が年に三、四回あったというところで、今対応しているところでございます。

と、もう一点でございます。今の電波配信戸数というのは、おっしゃるとおり13軒行っております。13軒の皆様、このような話をですね、それぞれお話ししましたところ、皆様御理解いただきまして同意をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） その都度、電気屋さんみたいな対応されてたということですね。

○商工政策課長（田中 孝君） そうでございます。済いません。

○委員（西濱和博君） 今、具体的なですね、対応のあり方をお伺いして、もうとてもびっくりしたといいますか、こういうことというのは予測も各世帯できなんでしょうから、日夜、深夜、休日問わずですね、お困りになってから、すぐ役所にお問い合わせがあると。まあ、速やかにですね、その都度出かけていって、誠意をもって対応されている姿が思い浮かべれません。

幸いにも13世帯全て御了解いただいたということで、何よりかなというふうに思いますし、今回を機として、それぞれで御対応してい

かれることになりそうですしょうから、非常にいい形でのですね、方向性を導き出されたなということで、感心して聞いていました。市の努力を評価して、これで質問を終わらせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。（「1ついいですか」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） 厚生会館の管理運営事業についてですが、費目というか、題名は厚生会館の管理運営事業となっております。説明は、市内の文化ホールなどのあり方を検討するに当たって。

今回、厚生会館があんな状態になってるけど、大きく変えるとしての話というふうに想像したんですが、内容は市内の文化ホールということ、その辺の考え方と、あと、外部委員会のメンバーをどのように考えているかということについてお知らせください。

○文化振興課長（沖田文房君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）文化振興課、沖田です。

まず、対象を4つとしましたのは、ホール、まず舞台やら、あと上につりもの機構というのを持っているところ、そして、何よりも固定の客席を持っているところ、この4つを総合的にいろいろ自主文化事業をやるに当たって、お互いの連携が必要だろうということで、今回やっております。

あと、メンバーですけれども、専門的な要するということで、利用者も含めてですけれども、あと建築関係の方ですとか、あと税理士さんとか、商工関係とか、そういうふうな方を一応想定をしております。まだ具体的なメンバーの選定には至っておりません。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 厚生会館があんな状態になったということですね、若干文化関係の人たちからいろんな話を聞いておりますが、そ

の人たちが、あんまりこう……。まあ、いろんな話ができるようなあり方を進めていただければというふうに思います。意見でした。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（北園武広君） 18ページ、教育費の社会体育事業費の中で、スポーツ推進委員関係事業ということで50万、八代弘済会さんからのありがたい寄附金だろうと思います。スポーツ用品の購入を検討された際にですね、スポーツ推進委員さんたちの御意見というのが反映されておられるのか、ちょっとお伺いしたいなど。

○スポーツ振興課長（小野高信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）スポーツ振興課、小野でございます。

今御質問の、スポーツ推進委員の意向のほうを聞かれたかということですが、一応スポーツ推進委員さんのほうに打診をしたらですね、今、ボッチャのほうを購入したいというお話がありまして、こちらのほうが、今回、オリンピック・パラリンピックの種目でもあるということで、一応購入のほうを一応決定したところでございます。

以上でございます。

○委員（北園武広君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ございませんか。

○委員（高山正夫君） 先ほどの文化施設費関係ですが、施設の活用方針について、4施設に対してのあり方検討会というふうな委員会になるんでしょうけど、その中で、パトリア千丁ですかね。パトリア千丁については、いわゆ

る有償のイベントができないというふうなことを伺っております。

それは、公民館的性質であるというふうに向っておりますので、まあ、その点から考えればですね、制度上の問題もあるかもしれませんが、一般的通常の貸し出しみたいなこともできるようなですね、有料イベントもできるようなですね、そういった方策はないかといったところも、その検討の中に入れていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。今、高山委員の御意見であります。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第6款・商工費及び第9款・教育費についてを終了いたします。

執行部入れかわりのため、小会します。

（午前10時17分 小会）

（午前10時19分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明を願います。

○農林水産部長（沖田良三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会に付託されました第5款・農林水産業費並びに第10款・災害復旧費につきまして、福田次長より説明いたさせますので、御審議方よろしく願います。

○農林水産部次長（福田新士君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○農林水産部次長（福田新士君） 別冊、一般会計補正予算書の14ページをお開きください。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で補正額1億5000万円を計上し、補正後の金額を16億9610万4000円とするものです。

説明欄の事業ごとに説明いたします。

まず、八代産表認知向上・需要拡大事業としまして、補正額450万円を計上しております。

本事業は、八代産表の優位性・認知向上に向けた広告宣伝、民間建築物等への導入促進、加工品等の販売促進を図るため、民間企業やJAやつしろ、県南広域本部などと共同で設立予定の仮称八代産表認知向上・需要拡大推進協議会の運営及び事業に対しての経費の一部を負担するものです。

協議会の本年度の活動につきましては、認知度向上、需要拡大を進めるための事業計画を策定することとしております。

負担金につきましては、運営及び事業に係る経費の一部を負担するもので、負担金額は、企業からの八代産表応援寄付金300万円に、市が寄附金額の2分の1以内に当たる150万円を上乗せし、合計の450万円を予定しております。

特定財源につきましては、民間企業からの寄附金300万円を予定しております。

次に、人・農地問題解決加速化支援事業としまして、補正額50万円を計上しております。

本事業は、県の大規模営農効率化支援事業を活用して、大規模農業法人による大規模営農の効率化の取り組みに対しまして、50万円を上限として定額を間接補助するものです。

今回、補助対象となる事業主体は、株式会社アグリ日奈久で、事業内容は、新品種・新技術や作期分散の導入など営農効率化の取り組みを予定しております。

事業費50万1000円に対し、補助金額50万円を予定しております。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定しております。

次に、産地パワーアップ事業で補正額1億4500万円を計上しております。

本事業は、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者などが高収益な作物・栽培体系への転換を図る取り組みに必要な施設整備に要する経費の一部を補助するものでございます。

実施主体は、株式会社熊本青果物出荷組合と合同会社エコファーム立石出荷組合の2事業主体で、事業内容は、いずれもミニトマト選果施設の整備として、選果機の更新及び処理能力を向上させるものです。

総事業費及び補助金額につきましては、熊本青果物出荷組合が事業費1億7600万円に対し補助金8000万円、エコファーム立石出荷組合が事業費1億4300万円に対し補助金6500万円を予定しております。補助率はいずれも消費税及び補助対象外経費を除いた額の2分の1以内でございます。

特定財源としましては、全額県支出金を予定しております。

次に、15ページをお願いいたします。

目9・水田営農活性化対策推進事業費で、補正額277万5000円を計上し、補正後の金額を2202万8000円とするものです。

本事業は、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業で、補正額277万5000円を計上しております。

これは、米を中心とした土地利用型農業の競争力強化のため、設備の導入等により作業の低

コスト・省力化を図り、地域の担い手組織として規模拡大を図る取り組みに対して、経費の一部を補助するものです。

事業主体は、松高地区の地域営農組織である農事組合法人ファームやっこで、規模拡大に向けたコンバインの導入を予定されています。

事業費610万5000円に対し、消費税及び補助対象外経費を除いた額の2分の1以内である277万5000円を補助するものです。

なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

続きまして、項2・林業費、目2・林業振興費で補正額839万1000円を計上し、補正後の金額を1億5992万6000円とするものです。

本事業は、森林災害復旧事業、豪雨災害関連として、補正額839万1000円を計上しております。これは、令和元年6月29日から7月3日にかけての梅雨前線豪雨により被災した森林作業道の災害復旧に要します経費の一部を補助するものです。

実施主体は八代森林組合で、復旧箇所は麻畑線外3路線、延長としまして7490メートルです。総事業費1198万8000円に対しまして、その70%の839万1000円を補助するものです。

続きまして、18ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目2・林道施設災害復旧費で補正額500万円を計上し、補正後の金額を2080万円とするものです。

本事業は、台風10号災害復旧事業として、補正額500万円を計上しております。

これは、令和元年8月14日から15日にかけての台風10号により被災した施設の災害復旧に要する経費を補正するものです。復旧箇所は泉町下岳の林道植木谷線で、路肩が崩壊したものです。

なお、特定財源としまして、県支出金の2分の1、250万円、市債を220万円予定しております。

以上で、一般会計補正予算・第6号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） 森林災害復旧事業についてお伺いいたします。

3路線で総延長約7.5キロ、総事業費が約1200万程度ということで理解したんですけども、具体的にどういうふうな復旧工事になるのかなと思ってですね。平野部で考えると、メーター当たり単価が非常に安いような気がしたんですけども、復旧の標準的なやり方についてお尋ねしたいと思います。

○水産林務課長（中川俊一君） 失礼いたします。ただいま御質問の、森林災害復旧事業についてでございますけど、こちらが作業道の災害復旧ということで、通常の維持管理は重立って地元のほうでやっておられます。

今回、森林組合のほうで崩土の撤去でありますとか、路面洗掘の復旧あたりをやっております。

市のほうは、補助要項に基づきますところの10分の7を補助するところでの補助金としての予算計上というところでございます。

○委員（西濱和博君） そうしますと、補修する路線の起終点としては、総計3路線で7.5キロあるけれども、全線的でなくて必要な箇所箇所を補修するというような理解でよろしいんでしょうか。

○水産林務課長（中川俊一君） 済いません。補足ですね、説明資料として位置図と写真のほうをおあげしておりますので、少しそちらのほうを見ていただきたいと思います。

位置図のほうでですね、東陽町のほうで今の麻畑線含めまして3路線、災害が出ております。それから、泉のほうで1カ所でございます。

崩土につきましては、ほぼほぼ全線的に山側ののり面から崩れてきとるところがありまして、それと谷部分の土砂の流出とかありますので、おおよそ全線をこう、土砂をのけるとか、ブルドーザーで押すとか、そういった作業をしないと通れないような状況にあります。その経費になってまいります。

○委員（西濱和博君） はい。資料を見させていただきまして、イメージがつかめました。ありがとうございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（北園武広君） 14ページですね、農業振興費の中の八代産暈表認知向上・需要拡大事業の、済いません、ちょっと聞き忘れましたんで、協議会の構成メンバーが詳しく教えていただければと。

あと1点が、これも企業さんからの寄附金300万ということで、協議会内で構成されますその主な事業の一つに、認知向上に向けた全国規模の広告宣伝というふうでございますけども、これをちょっと幅広く捉えていただいて、今、イグサの農家も担い手不足というのがありまして、その支え手とかいう、農業の担い手以外の人に対して、学生だったり、一般の市民だったりという方などに、そのサポーターとして育成できるような資金にも使えないのだろうかというふうに思うんですけども、そのお考えをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○フードバレー推進課長（豊田正樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）フードバレー推進課、豊田でございます。

まず、委員お尋ねの、協議会の構成する企業名とか、団体名はどうなっているのかというところ

でございます。

協議会は8名で構成する予定としておるところでございます。

さきの8月19日、八代産暈表の振興に関する協定を結ばせていただきました八代市、それから氷川町、山中産業株式会社を初めといたしまして、地元からはJAやつしろ、それから県南広域本部に参画いただく予定としております。また、民間でございますが、西松建設株式会社、それから大建工業株式会社、さらに全国的な組織でございます暈でおもてなしプロジェクト実行委員会より御参画いただく予定としておるところでございます。

以上でございます。

○農林水産部長（沖田良三君） 2点目の、学生さんとかですね、そういった方の担い手としての育成に使えないのかということでございますが、今回の寄附金の目的は、先日10月9日に協定を締結させていただきました八代産暈表の認知向上・需要拡大にかかわるということで、それに限定したところでの御寄附をいただいております。

今後の事業展開につきましても、同じくPR事業に特化した協議会というふうになりますので、それもそのふるさと納税で集める資金につきましても、同じく認知向上と需要拡大に向けて特化した資金を集めるということにしておりますので、残念ながら委員の御提案の担い手のほうには別の事業で使うと、別の事業で対応していただくということになるかと思っております。

以上でございます。

○委員（北園武広君） 後ほど意見のところで述べさせていただきたいと思っております。

○農林水産部長（沖田良三君） 済いません、一応先ほどの協定は8月19日でございます。大変失礼いたしました。

○委員長（成松由紀夫君） 訂正ですね。

○農林水産部長（沖田良三君） はい、訂正を

お願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（北園武広君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（増田一喜君） 災害復旧については、毎回あるんですけども、今回も写真がいっぱい資料として出ていますけど、本当に大変な状況であろうかと思っております。一日も早くですね、これが通行可能になるように、全線可能になるように頑張ってもらいたいです。一日も早くですね、これが通行可能になるように、全線可能になるように頑張ってもらいたいです。一日も早くですね、これが通行可能になるように、全線可能になるように頑張ってもらいたいです。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

○委員（亀田英雄君） 今回もトマトの補助金ということでしております。なかなか価格も厳しいというような状況も聞いておりますし、本当にですね、農家のためになるような補助金の事業をですね、今後も模索していただきたいというふうに思います。今回が最後ですから、そのようなことも申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

○委員（西濱和博君） 八代畳表認知向上、そして需要拡大事業についてですけども、今回のあり方をいろいろ御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。何よりも民間の活力、申し出を受けて、関係者、行政、氷川町も含めて一緒になってお取り組みになられるということで、今までにない政策事業かなということで、非常に興味を持っていますし、非常に

画期的なことだなというふうに評価してるところです。

全国にですね、この事業を活用して、ますますPR活動を積極的になされていくだろうなということで期待感も高まるわけですし、担当部署、フードバレー推進課におかれましては、より一層事業の充実を図るため、今年度よりもより来年度に向けてですね、組織体制の充実、あるいは民間に対する呼びかけも積極的になさるよう、改めてお願いしておきたいと思えます。非常に期待していますので、頑張ってください。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

○委員（北園武広君） 濟いませぬ。関連してなんですけども、先ほどの質問した内容なんですけども、ことし5月に経済企業委員会で練馬区のほうに、たしかブランド化等支援事業の件で行政視察に行ったかと思うんですけども、その際に伺った内容の中に、練馬区で農の学校というのを、3年間担い手育成というような形の中でされたと。

大体伺ったときに、3年間で約70名を育成された。その人たちが担い手を必要とする農家とマッチング作業というものを区でされて、約、大体40名程度がマッチングされたという事業、お話を伺ったときにですね、できましたら、せっかくこういった久しぶりにですね、畳表の推進事業、以前、私も畳表のキャラバン隊というので北海道に行った記憶があって、駅前等でチラシを配った記憶もあるんですけども、その後、久しぶりの事業じゃないのかなというふうに感じておりますし、先ほど、話のありましたとおり、何か有効に活用していただければという思いから、その認知度向上の考え方が幅広くできないのかなという思いがあったんで、一応お話をさせていただきました。

やっぱり八代市民の方々も、八代市で生産される農作物というか、農産物にですね、やっぱり誇りを持って、誰にでも話ができるような体制づくりというのをやっていくなれば、おのずと認知度向上につながってくるんじゃないかなというふうに思いますし、事前にそういった勉強などをですね、意欲あられる方がおられましたらですね、学生さん含め、何か勉強会などでもいいですから、やりながら、スピーカーとなる人たちを数多くふやしていくならば、幅広い認知向上につながるんじゃないかなという思いの中で言わせていただきましたので、今後またそういった事業とか、できましたらですね、活用していただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） あれもこれもこれも、みんなやっていきたいわけですが、特化したいという、先ほどの部長の思いもありますので、今、北園委員の貴重な御意見もフードバレー推進課は受けとめて、頑張ってくださいと思います。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））

○委員長（成松由紀夫君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第56号・令和元年度八代市一般会計補

正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（沖田良三君） それでは、議案第56号・専決処分の報告及びその承認につきまして、令和元年度八代市一般会計補正予算・3号中、当委員会に付託されております第10款・災害復旧費につきまして、福田次長より説明をいたさせますので、御審議よろしく願いいたします。

○農林水産部次長（福田新士君） それでは、議案第56号・専決処分の報告及びその承認について、令和元年度八代市一般会計補正予算・3号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○農林水産部次長（福田新士君） 議案書の12ページをお開きください。

上段の款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目2・林道施設災害復旧費で補正額1080万円を計上し、補正後の金額を1080万円とするものです。

これは、説明欄の梅雨前線豪雨によります林道災害復旧事業の経費として、補正額1080万円を計上しております。

令和元年6月29日から7月14日にかけての梅雨前線豪雨により、林道におきまして崩土、落石等が発生し、通行に支障を来したため、早急に林道機能の回復を図る必要がありますことから対応するものでございます。

被災箇所としまして、林道鶴平線など27路線の88カ所となっております。経費の内訳としましては、崩土、落石などの処理経費として修繕料1080万円を計上しております。

以上で農林水産部関係分についての説明を終

わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第56号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第57号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明を願います。

○農林水産部長（沖田良三君） それでは、引き続き議案第57号・専決処分の報告及びその承認につきまして、令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会に付託をされております第10款・災害復旧費につきまして、福田次長より説明させますので、御審議方よろしく願いいたします。

○農林水産部次長（福田新士君） 議案第57号・専決処分の報告及びその承認について、令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○農林水産部次長（福田新士君） 議案書の26ページをお開きください。

上段第10款・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目2・林道施設災害復旧費で補正額を500万円計上し、補正後の金額を1580万円とするものです。

説明欄の梅雨前線豪雨災害復旧事業の経費として、補正額500万円を計上しております。

内容としましては、泉支所管内で実施中の繰越工事、平成30年度林道菊池人吉線災害復旧工事7月災1号におきまして、竣工したものの、ことし7月の梅雨前線豪雨により、竣工検査の直前になりまして被災したものでございます。八代市公共工事請負契約約款第29条の不可抗力による損害に対する補償金となっております。

特定財源としまして、市債320万円を予定しております。

以上で、農林水産部関係分について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・令和元年度八代市一般会計補

正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第72号・八代市市民農園条例の一部改正について

○委員長(成松由紀夫君) 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第72号・八代市市民農園条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○農林水産政策課長(豊田浩史君) それでは、議案第72号・八代市市民農園条例の一部改正について御説明いたします。着座にての説明をお許してください。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○農林水産政策課長(豊田浩史君) 八代市市民農園条例におきましては、千丁ふれあい農園及び鏡さわやか農園の設置と貸し出しについての運営を規定しております。

今般、鏡さわやか農園につきまして、本年12月末をもって廃止することに至りました。そのため、市民農園条例の当該部分の規定を一部削除する一部改正でございます。

鏡さわやか農園の廃止の理由といたしましては、当該農園は、農業者からの借地により運営しており、本年3月に土地の所有者から、事情により賃貸借契約の解除の申し出がなされました。当時は、既に今年度の市民農園利用の募集を行っておりましたことから、土地所有者と協議いたしまして、今年度は市民農園として利用させていただきながら、令和2年3月末までに整地して所有者へ返却するという御了承いただいております。

このため、今年度の農園利用者に対しまして、事情を説明いたしまして、今年度農園の利用を

12月末までとして御理解いただいたところでございます。

12月末の農園廃止後におきましては、トイレや休憩所、看板等の撤去、それと土地の整地などの復旧工事を実施しまして、令和2年3月までに返却する予定としております。

以上、条例の一部改正の説明でございます。御審議よろしく申し上げます。

○委員長(成松由紀夫君) 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○農林水産政策課長(豊田浩史君) 済いませぬ。先ほど、鏡ふれあい農園と申しましたところ、鏡さわやか農園の間違いでございました。訂正をお願いします。

○委員長(成松由紀夫君) 今、執行部の訂正どおりでお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第72号・八代市市民農園条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

(午前10時50分 小会)

(午前10時51分 本会)

◎議案第73号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第73号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（松田仁人君） お世話になります。水道局の松田です。どうぞよろしくお願いたします。座りまして説明のほう、させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○水道局長（松田仁人君） 議案書83ページから84ページとあわせて、別途お配りしております議案第73号関係説明資料をお願いいたします。

それでは、議案第73号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について、御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和元年10月1日に水道法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、これまで指定給水装置工事事業者の指定の期間が無期限であったものが、5年ごとに更新を受ける更新制へ改正されます。

今回の改正により、当該更新に係る手数料を徴収するに当たり、関係条例について所要の改正を行うものです。

本条例の改正内容でございますが、八代市水道事業給水条例が第34条、八代市簡易水道事業給水条例が第31条となりますが、それぞれの第2項中、前項を第1項に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に、2、前項の給水装置工事事業者指定手数料は、法第16条の2第1項の指定及び第25条の3の2第1項の更新をする場合に徴収するを加え、別紙議案第73号関係資料の新旧対照表のとおり、条例を改正するものでございます。

なお、施行期日は、令和元年10月1日からとするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方、よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 資料はあつとですが、ちなみに、その手数料ていうとは幾らぐらいになつとですか。

○水道局長（松田仁人君） 手数料は、1件につき1万円です。（委員亀田英雄君「1件につき……」と呼ぶ）更新するごとに1万円ずつ、またかかるということです。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） 今回の改正案ですけれども、第31条の手数料のうち、設計手数料ですが、現行1080円で、改正案も1080円。金額自体は、その他の手数料についても変更はないわけですけれども、この設計手数料のみ80円という数値、それ以外はラウンドしてるんですが、もともとその1080円の80円というのは、消費税相当額かなんか意識しての80円だったのか、それは特段関係ないのか、いかがなんでしょうか。

○水道局長（松田仁人君） 設計手数料以外はですね、500円とか2000円とか限られた金額なんですけど、これはもう手数料なんで、そのままの金額なんですけど、設計手数料につきましては、うちの事務所のほうの職員がですね、いろんな手続関係をする関係でですね、取る手数料になりまして、一応それについては消費税がかかるということで、今現在は1080円なんですけど、今後は1100円になります。済いません。上水道条例のほうはですね、消費税がかかりますので、1080円、裏のほうの簡易水道条例についてはですね、消費税抜きの金額を書いてありますので、千円という単位で書いてありますので、上水道については、この表の

34条については、1080円になります。

以上です。

○委員（西濱和博君） そうしますと、その1080円というのは、1000円に対して消費税80円という、従来消費税相当額8%に当たる分かなというふうに思うんですが、今回10月1日から改正されて施行ということになると、10%消費税と、この80円の相関関係というのはどうなるんでしょう。

○水道局長（松田仁人君） 今回の改正では、この表の一番下にあります指定装置工事事業者指定手数料のみが改定になります。一応この手数料が、これまで1回登録をすれば、もうずっと使われたのが、無期限だったのが、今回の水道法の改正で5年に1度ですね、改正しなくてはいけなくなりました。ですから、今回この1万円だけがですね、更新になりますので、今回この数字だけになります。1万円だけですね。

○委員（西濱和博君） そこはわかるんですけど、しかしながら、先ほどの設計手数料については、消費税相当額に追隨して取り扱ってこられたという背景があるならば、1080円は1100円に改めなくてよろしいんでしょうか。

○水道局主幹兼業務係長（古田和弘君） 設計手数料につきましては、既に1100円に変えておりますが、この資料のほうの間違って、1080円の、条例が変わる前の資料をつけてあったということで、間違っておりますので、申しわけございませんでした。

○委員長（成松由紀夫君） じゃ、資料の訂正は正しいのに、またやってくださいね。

○委員（西濱和博君） 訂正されるということであれば理解しました。対応方よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 対応方よろしく願いします。

○委員（増田一喜君） 先ほどの説明があったんですけど、ちょっとわかりづらかったもんだ

から、もう一遍確認のつもりで。

5年に1回更新ということとされるけれども、この給水指定工事者になりたいと申請されるときに、今までは手数料払ってたわけですね。すると、ずっと、それからはもう指定を受けっ放しというような形は、5年に1回ずつ、また指定を受けなさいという改正ということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということは、そのたんびにその手数料を払っていくということになるかと思うんですけども、そういうことでよろしいんですかね。

○水道局長（松田仁人君） はい、その考えでよろしいです。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第73号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号・平成30年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、決算議案の審査に入ります。

まず、議案第51号・平成30年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（松田仁人君） 引き続き、お世話になります。水道局の松田です。座りまして説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君）　どうぞ。

○水道局長（松田仁人君）　それでは、議案第51号・平成30年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の平成30年度八代市水道事業会計決算書をお願いいたします。

当該決算書は大きく決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書の4つの項目で構成されておりますが、初めに事業報告書から説明させていただきます。

17ページから28ページが事業報告書でございます。

21ページから22ページに200万円以上の建設改良工事の概況と平成29年度からの繰越工事の概況を掲載しております。

参考までに別紙関係資料②の位置図をお願いいたします。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入・支出の収益的収支、また資産、負債及び資本の増減に関する取引に係る収入・支出の資本的収支の2本立ての予算になっております。

決算の内容につきましては、前年度との比較をしております別添の関係資料①で御説明させていただきます。

なお、この資料につきましては、千円単位で端数を整理して作成しており、それと収益的収支につきましては、経営成績をあらわす損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成しております。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益4億9194万3000円、内訳としまして目1・給水収益4億7388万円、これは料金収入でございます。

目2・受託工事収益1553万6000円、これは給水工事収益と修繕工事収益でございま

す。

目3・その他の営業収益252万7000円、諸手数料でございます。

項2・営業外収益1617万9000円、内訳としまして、目1・受取利息及び配当金49万2000円。目2・他会計補助金57万2000円、これは第3工区企業誘致に係る配水管布設工事に要した企業債の利子補強3万2000円及び企業職員の児童手当54万円に係る一般会計補助金でございます。目3・長期前受金戻入1365万9000円、これは補助金や他会計負担金等により取得した償却資産の平成30年度減価償却見合い分でございます。目4・雑収益145万6000円、これは主に量水器取りかえ評価差額でございます。

項3・特別利益9万5000円は、過年度損益修正益でございます。

収入合計5億821万7000円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用4億257万3000円。内訳としまして、目1・原水及び浄水費7739万8000円、これは水源地関係の費用で主なものとしまして、一般職2名の人件費、水源地運転管理業務委託、水源地動力費でございます。

目2・配水及び給水費5421万5000円は、配水及び給水施設に係る費用で、主なものとしまして、一般職3名の人件費、配水管及び給水管の修繕費、漏水調査委託料でございます。

目3・受託工事費2940万6000円は、新規給水工事の管理及び既設給配水管切りかえ工事等の受託に要する費用で、主なものは一般職2名の人件費、給配水管の切りかえ工事などの工事請負費でございます。

目4・総係費8579万円は、一般業務関係の費用で主なものは、一般職4名の人件費、料金システム・会計システム保守料などでございます。

今年度は、料金徴収など窓口業務を民間へ業務委託を行ったこと、また定年退職者がございませんでしたので、前年度に比べて減少しております。

目5・減価償却費は1億5363万1000円でございます。

項2・営業外費用2207万7000円。主に支払利息でございます。

項3・特別損失61万6000円は、過年度分の調定減などの過年度損益修正損でございます。

支出合計4億2526万6000円となり、資料右下の欄になりますが、収益的収支は8295万1000円の当年度純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・工事負担金3611万6000円。これは、消火栓設置及び新庁舎建設に伴う松江城水源地予備井戸さく井工事に係る一般会計負担金でございます。

項2・出資金167万5000円、これは第4次拡張事業に伴う一般会計出資金でございます。収入合計3779万1000円となっております。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費1億6876万9000円。内訳としまして、目1・原水設備改良費4435万1000円、これは松江城水源地の井戸の削井等に要した経費でございます。目2・配水設備拡張費9833万2000円、これは給水区域内に配水管2019メートルを布設しております。目3・配水設備改良費2475万4000円、老朽管更新工事547メートルを施工しております。目4・営業設備費133万2000円、これは新規給水に係る量水器の購入等に要した経費でございます。

項2・企業債償還金7443万1000円でございます。

支出合計2億4320万円となり、下の欄で

ございますが、資本的収支の不足額2億540万9000円については、減債積立金取り崩し額7443万1000円、建設改良積立金取り崩し額185万3000円、過年度分損益勘定留保資金1億1944万5000円及び当年度分消費税資本的収支調整額968万円で補填しております。

11ページが剰余金計算書でございます。

前年度決算で議決いただきました利益の処分により、未処分利益剰余金は、前年度末残高1億7835万4222円のうち、1億206万6436円を資本金へ組み入れ、7443万684円を減債積立金に、185万3302円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てたため、処分後の残高はゼロ円となりましたが、当年度生じました純利益8295万1021円と減債積立金7443万684円と建設改良積立金185万3302円の取り崩しにより、当年度末残高は1億5923万5007円となりました。

12ページは剰余金処分計算書でございます。

これは、本議案の議決事項である利益の処分でございます。当年度未処分利益剰余金1億5923万5007円のうち、7454万3867円を減債積立金に、840万7154円を建設改良積立金に積み立て、減債積立金及び建設改良積立金の取り崩し額計7628万3986円を資本金へ組み入れることを議決いただくものでございます。

今後も水道未普及地域の解消を目指し、拡張事業を継続してまいります。安心・安全な水を継続して提供していくために、老朽化した施設・管路対策にも積極的に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（亀田英雄君） 企業会計はなかなか難しか中ですが、1億6000万ほどの利益が出

るというような報告があったと承りました。その中で、やっぱり話があったのですが、管路の修繕とかいろいろいると。積み立てたという話なんです、これだけ利益が上がる中ですよ、毎年聞く話なんです、水道料金に反映する考えはないのかということが1点。

あと、水道事業を民営化するというような話も、いろんな話を聞いたのですが、八代市の今後の方針ということについてもどのような考えを持って——ま、民営化はしないというような話を伺ったのですが、その考え方についてもですね、確認をしておきたいというふうに思います。

○水道局長（松田仁人君） 剰余金のほうはですね、1億6000万ほどあるということで、今御指摘ありましたが、今現在、うちの上水道の施設あたりがですね、水源地及び配水管あたりがもう既にもう老朽化しております。既に、新庁舎関係でも松江城水源地の改良、それと今後、日奈久地区が耐震化不足ということで、今後改良を計画しております。

料金関係についてはですね、その部分を勘案しますと、今後厳しくなるというような状況を考えておるところでございます。

それともう一点ですが、水道事業の民営化の問題につきましては、前回の委員会だったと思いますが、今のところ、検討した結果ですね、考えていないというようなことで考えております。現状では、もうしばらくの間は考えないということで御理解いただければと思います。

（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありま

せんか。

○委員（亀田英雄君） 利益還元の部分はありますが、今後ともですね、安心して安全な水の供給ということについて、間違いのないように取り組みを進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・平成30年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時13分 小会）

（午前11時13分 本会）

○議案第52号・平成30年度八代市病院事業会計決算の認定について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

続いて、議案第52号・平成30年度八代市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の續でございます。

それでは、議案第52号・平成30年度八代市病院事業会計決算の認定につきまして、御説明をいたします。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） それでは、お手元の平成30年度八代市病院事業会計決算書をごらんください。

決算書の3ページ、決算報告書から13ページの貸借対照表までにつきましては、先日の本会議におきまして、健康福祉部長のほうから御説明をさせていただいておりますので、本日の説明では省略をさせていただきます。

それでは、続きまして決算書の17ページをお開きください。

平成30年度八代市病院事業報告書でございます。まず、1.概況の(1)総括事項でございますが、内容を要約して説明をさせていただきます。

市立病院におきましては、病院開設以降、患者中心の医療の実践という基本理念のもと、自治体病院として、急性期病院や開業医を初めとする地域の医療機関や介護福祉施設との連携による後方支援機能の充実や救急医療、結核治療といった政策医療に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成28年の熊本地震発生後は、入院診療を停止することとなり、その一方で、仮設の外来診療棟を設置して、外来診療を継続しながら、今後の方向性について検討を行ってまいりました。

その過程の中で、これまで市立病院が担ってきた医療機能は必要であるという意見や、外来機能についてもほかに医療機関がない宮地校区においては不可欠なものであるという要望がございました。

そこで、本市では、市立病院が有する医療機能を八代圏域の公的な医療機関に再編移転することとし、外来機能につきましても、その機能を譲渡する方針を決定いたしまして、平成30年10月に、熊本県八代保健所長立ち会いのもと、JCHO熊本総合病院及び八代郡医師会八代北部地域医療センターとの協定を締結いたしました。

これにより、これまで市立病院が果たしてきた後方支援機能は、これら2つの公的医療機関に継承していくこととなり、平成31年3月末をもって病院事業は廃止いたしましたところでございます。

今回の決算は、この病院事業としての最後の決算となるところでございます。

次に、平成30年度の決算内容でございますが、収益的収支では、医業収益が1億951万8186円、医業外収益が1億156万2169円、特別利益が1億4659万4205円で、収益総額は3億5767万4560円となる一方、費用では、医業費用が3億1871万5280円、医業外費用が1898万9325円、特別損失が2608万1837円となり、費用総額は3億6378万6442円となりました。この結果、当年度は純損失が611万1882円生じ、当年度末の未処理欠損金は2億2503万3992円に増加いたしましたところでございます。

次に、資本的収支におきましては、資本的収入が8251万3851円であるのに対しまして、資本的支出は外来診療機能の譲渡に伴う改修工事費が1349万588円、医療機器などの整備が1941万6090円、仮設外来診療棟のリース債務償還が4696万2145円、企業債償還金が307万6536円など、総額8344万2159円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額92万8308円は、全額過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしているところでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

(2) 議会議決事項につきましては、平成30年度で御承認いただいた事項は、決算認定、補正予算のほか、病院事業廃止に係る関係条例の整理に関するものでございます。

(3) 行政官庁認可事項につきましては、仮

設外来診療棟へのエックス線診療室などの設置に関する許可や浄化槽の廃止届などを行っているところでございます。

続きまして、19ページの(4)職員に関する事項でございます。ここにつきましては、平成30年度中の職員の増減に関する事項でございます。

平成30年度中に、看護師1名が退職をいたしており、平成31年3月31日現在の職員数は1名減の32名となっているところでございます。

なお、この32名につきましては、医師2名、看護師2名、薬剤師1名の計5名が3月31日付で退職いたしており、残り22名の専門職と5名の事務職につきましては、4月1日付で市長部局などへの異動を行っているところでございます。

次に、20ページでございます。

20ページの(5)料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項がございませんでした。

次に、大項目の2・工事でございますが、(1)改良工事の概況で、主なものにつきましては、仮設外来診療棟への電源引き込みなどの電源設備改修工事967万3560円、仮設外来診療棟への上水道引込工事129万6000円などでございます。

(2)保存工事の概況の主なものにつきましては、機械室棟の解体撤去とアスファルト舗装工事で128万5200円、本館からエックス線棟への渡り廊下解体や県道沿いのコンクリートブロックなどの撤去工事128万5200円、コンクリートブロック及び植栽などの撤去跡の舗装補修工事112万3200円などでございます。

次に、21ページの(3)有形固定資産購入の概況につきまして、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、仮設外来診療棟に設置いたしました診断用エックス線撮影装置1598万4000円、電子カルテシステム240万8400円などでございます。

これらの工事や有形固定資産購入につきましては、これまで仮設ということ、本館の病棟にその機能を依存していたところでございますが、電気・水道やエックス線設備などを、仮設外来診療棟単独で診療所としての基本的な機能を持つよう改修をした経費でございます。

次の22ページからは大項目3.業務でございます。

まず、(1)業務量でございますが、(イ)患者数と診療収入の表でございます。患者数と診療収入につきまして、前年度と比較したものでございます。

入院は、診療を休止いたしておりますので、平成29年度、30年度ともに数値はございません。

外来は、平成30年度が年間7063人、1日平均29.6人となり、9994万1025円の診療収入を得ることができました。

前年度と比較いたしまして、患者数は延べ数で560人減少し、診療収入は1456万9202円の減少となっておりますが、これは年度末に閉院準備のための臨時的休診日を設けたことや、他の医療機関への受診に変わったことなどが原因として考えられるところでございます。

次の23ページの(2)事業収入に関する事項は、収入の項目別の決算状況を、前年度と比較したものでございます。

1. 医業収益では、(2)外来収益で1459万2990円の減となっております。

2. 医業外収益では、(2)他会計負担金が稼働していない結核病床不採算分の繰り入れや、病院職員の退職手当を一般会計で負担することによる人件費分の繰り入れを行わなかったことなどによりまして、繰入総額で8368万54

68円の減となっております。

3. 特別利益は、退職給与引当金や修繕引当金、貸倒引当金を事業廃止に伴い廃止したことによりまして、1億4649万4205円の増となりました。合わせました事業収入の合計は3億5767万4560円でございます、前年度より5018万8028円の減収となっているところでございます。

24ページをお願いいたします。

事業費に関する事項といたしまして、収入と同様に決算状況を記載をいたしております。

1. 医業費用では、主に(1)給与費におきまして、職員の退職や事業廃止に伴い、賞与引当金繰り入れを行わなかったことなどによりまして、3085万4878円の減少となりました。(2)材料費につきましても、事業廃止に伴います在庫調整などによりまして、1433万2868円の減少となっております。

2. 医業外費用では、(4)雑損失におきまして、消費税の仕訳による影響で356万7021円の減少となっているところでございます。

3. 特別損失は、不要となりました医療機器などの固定資産の売却・廃棄で生じた売却損や除却損で2608万1837円の皆増となっているところでございます。

合わせました事業費の合計は、3億6378万6442円でございます、前年度より1759万2074円の減少となっております。

以上、事業収入の合計から事業費の合計を差し引きますと、マイナス611万1882円となり、8ページにございます損益計算書の下から3行目に記載しております当年度純損失611万1882円と一致するところでございます。

なお、ただいま御説明いたしました各項目の内訳につきましては、30ページから34ページにかけての収益費用明細書に記載をいたしておりますので、後ほどごらんをいただければと思います。

次に、25ページをお願いいたします。

大項目の4. 会計の(2) 企業債及び一時借入金の概況でございますが、(イ) 企業債では、前年度末残高307万6536円の財務省からの企業債を全て繰り上げ償還をいたしておりますので、当年度末残高はゼロとなっております。

(ロ) の一時借入金につきましては、借り入れはございませんでした。

26ページの大項目5. その他につきましては、一般会計からの繰り入れ金の使途につきまして記載をしているところでございます。

27ページ以降の附属明細書につきましては、説明を省略をさせていただきます。

以上が平成30年度の八代市病院事業会計の決算でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(亀田英雄君) 今回が最後ということですね、いろんなことを思い出しながら聞いておたつたつですが、まあ、数字的なものについてはもう最後だけですね、いろいろ聞いても仕方がないと思うんですが、総括の中で2点注目したい部分がありまして、市民病院が担ってきた医療機能は必要であるという意見の中で、それは今対応されるということで、いいというふうに思うんですが、あと一つ、最後の部分でいろいろ話はしたんですが、後方支援機能について、2つの公的医療機関に継承していくと。これについていろいろ継承せんでもいいんですかというような話もしたんですが、改めてこの総括の部分にですね、そのような話を伺うときに、このようなことが、この2つの後方支援機能を継承していくということの担保されるのは、どのように担保されるかということについてせんばいかんとじゃなかろうかと思うわけなんです、その付近の考え方について、答えがあればお知らせください。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 市立病院のほうが無効になりまして、病院機能の再編移転及び外来診療の機能譲渡ということをする際におきまして、それぞれの医療機関と協定書のほうを締結をいたしております。

この協定書の中におきまして、これまでの機能が継承されているかどうか、確認を行うための当事者間の協議というものを年に1回以上行うことというふうに規定をしております。

この具体的な当事者間の協議のやり方につきましては、現在、それぞれの医療機関と、あと八代保健所さんも交えまして、どのような形でその機能をチェックしていくかと、あるいはそういった内容につきまして確認をしていくかということにつきまして、今協議を進めている段階でございます。

ただ、具体的にどういう指標でこの調整の数字を判断していくかということにつきましては、どうしても医学的などころもございまして、そのあたりはそれぞれの医療機関、あるいは保健師さん等も交えましてですね、今後詰めていく予定でおります。ただ、年に1回以上、こういった状況を確認していくということは協定書にもございまして、それはそれぞれの医療機関におきましても当然承諾をされている上でやっていくというつもりでおります。

○委員（亀田英雄君） その辺がですね、しっかり担保されていくように努力されてください。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（高山正夫君） 決算書の20ページに工事費関係がありまして、これとはちょっと外れると思いますけども、いわゆる解体工事ですね、については、今回はもう病院会計はこれで終わってしまうということで、この後は資産経営課とか、そのあたりになるって話ですかね。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 一応こち

らのほうの精算業務につきましては、会計的なところの精算につきましては、私どものほうの健康福祉部のほうで行いますが、実際建物とかにつきましては、もう普通財産のほうになっておりますので、今後、資産経営課のそちらのほうでそれぞれの対応をしていくような形になるということでございます。（委員高山正夫君「よろしくお願いします」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

○委員（増田一喜君） 本当長い間、御苦勞さまでした。財政的な面では、ほっとされたかもしれませんけども、先ほども亀田委員のほうが言われたように、あとのですね、やっぱりきちんとなっていくのかというのはしっかりと見ていていただきたいと思います。一つの要望、意見です。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（高山正夫君） お世話になっております。今、増田委員が言われたとおり、今後もうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・平成30年度八代市病院事業会計決算の認定については、認定するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本件は認定することに決しました。

執行部は退席をお願いいたします。

◎平成30年陳情第6号・御小袖塚及び護国山頭孝寺跡並びに周辺史跡の保存及び整備方について

○委員長(成松由紀夫君) 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件でございます。

それでは、継続審査となっております、平成30年陳情第6号・御小袖塚及び護国山頭孝寺跡並びに周辺史跡の保存及び整備方についてを議題といたします。

要旨は、文書表のとおりでございます。

本件について、御意見などはありませんか。

○委員(西濱和博君) これ、継続審査となっていることからしまして、まずは執行部の説明を求めてはいかがかと思ます。

以上です。

○委員長(成松由紀夫君) 現在の状況等について説明を求めるとの御意見でございますが、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) ただいま西濱副委員長から、執行部の説明を聴取したいとの御意見が出されました。

本件について、執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会します。

(午前11時32分 小会)

(午前11時34分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○文化振興課長(沖田丈房君) 文化振興課、沖田です。陳情の件につきまして御説明させていただきます。着座にて失礼します。

○委員長(成松由紀夫君) はい、どうぞ。

○文化振興課長(沖田丈房君) 御小袖塚及び護国山頭孝寺跡並びに周辺史跡の保存及び整備方についての陳情につきまして、現況と課題ということで御説明をさせていただきます。

もともとの御小袖塚の保存会というのがございまして、これが地区名であると思われまして辺田組、土器組、宮前組、山下組という組織の所有となっております。

これにつきまして、現在の妙見町の市政協力員さんに確認しましたところ、現在、そのような組織は存在しない。また、継承団体につきましても不明であるということで、文化振興課で引き続き調査をしたところですが、結果としましては判明がしておりませんという状況にあります。

管理者の八代神社につきましても、管理者としての認識はお持ちですけれども、優先度が低いということで、今後検討したいということでございました。

また、当時の管理者の懐良親王御両親菩提所護国山頭孝寺跡市指定史跡でございますけれども、これにつきましても、個人の方が管理者となっておりますが、この管理者の方が既に亡くなられており、不在の状況であります。御遺族の方に連絡をとったところですが、はっきりわからないというような御返事をいただいております。

今後につきましては、未指定の指定文化財の管理や活用につきましては、所有者、管理者が行い、文化振興課が補助執行しておりますが、必要に応じて、助言指導や補助を行っていくと

いうスタンスとなっております。

今回の案件につきましては、所有者の確定とその意向の確認が必要でありまして、その後、必要に応じて、修復整備活用等について支援を行っていくということになります。

ただ、先ほど申しましたとおり、所有者の確定がまだ進んでいないという状況で、今後もなかなか難しいのではないかとこのように考えておるところです。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について御意見等ありませんか。

○委員（増田一喜君） ということは、今の説明では、結局個人の所有であって、別段、今、県とか、市とか、あるいは国とかの指定にはなっていないんですね。ということは、やっぱり個人所有であって、行政が行うには、個人に対してどうこうということは非常に難しいことであろうと思うので、どうなんですかね。大変な、気持ちはわかるんですけどね。言われる気持ちはわかるんですけど、まあ、果たして、行政がやるべきかどうかというのは非常に難しい問題で、私としては、無理なのかなという気はいたします。

○文化振興課主幹兼文化財係長（米崎寿一君） 文化振興課の米崎です。今の委員のお尋ねの件なんですけれども、現在ですね、御小袖塚と護国山顕孝寺につきましては、いずれも昭和38年と、相当古い時代に市の指定にはなっております。ただ、現在その所有者——市の所有ではございません。所有者のほうの判明がまだ判明に至ってないといったところですね、文化財保護法と市の文化財保護条例とではですね、市が管理する市の所有、そういった施設が指定の文化財等になっている場合は、当然ながら市が主体的に事業をするんですけれども、指定文化財所有者が市民の方、団体の方につきましては、そちらに対する補助、支援、指導といったところ

でお手伝いをさせていただくというスタンスになります。

よって、所有者のまずは判明を待って、そちらに働きかけを行って、修理等の助成の制度を御説明して事業化をといるところが流れなんです、今現在、この辺田組、土器組、宮前組、山下組という組織が登記簿上は存在しておるんですが、その後の継承の団体がまだ判明に至ってないといったところが現状といったところでございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 執行部としては、一生懸命お手伝いはしていったるけども、判明するものが何も判明していないという現状があるということですよ。はい。

ほかに何か御意見。

○委員（亀田英雄君） 文化的価値のあるものをどうかしたいという陳情者の気持ちはわかってますが、所有者も管理者もわからんという、この状況でこれば採択すつとはなかなか無理のあつとじゃなかろうかと思うばってんですね。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 小会します。

（午前11時40分 小会）

（午前11時45分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、以上の部分について御意見等はありませんか。

○委員（西濱和博君） 執行部の説明を伺いまして、両施設においては、所有者を確認される作業をこれまで尽くしておいでになったという経過も承知いたしました。陳情の趣旨をかなえるためには、その所有者をはっきり確認するという一義的な取り扱いがかなわないとできないというところも理解しました。

現状においては、先ほどの説明にもありましたように、今後この状況が明るくなるという見

通しも難しいだろうということでございますので、当委員会としては、現状を踏まえると結論を得るには至らないというふうに思われますので、今回は審議未了が適切かというふうに思われます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 審議未了との御意見が出ました。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

平成30年陳情第6号・御小袖塚及び護国山頭孝寺跡並びに周辺史跡の保存及び整備方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

執行部は御退出願います。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時48分 小会）

（午前11時58分 本会）

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件であります。

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して6件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代市水産振興ビジョンの策定について）

○委員長（成松由紀夫君） それではまず、八代市水産振興ビジョンの策定についてをお願いいたします。

○水産林務課長（中川俊一君） 水産林務課長の中川です。本日はお時間をいただきまして、策定いたしました八代市水産振興ビジョンの概要について説明させていただきたいと思っております。

資料といたしまして、水産振興ビジョン本体、それとA3判の概要版をおあげしております。本日は主に概要版のほうを用いて説明させていただきたいと思っております。済みませんが、座って説明申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○水産林務課長（中川俊一君） この水産振興ビジョンは、これまで水産振興を図る上で、水産政策に特化したものが策定されておらず、今回初めて策定したものです。

水産振興ビジョンの策定に当たりましては、これまで漁業者へのアンケート調査を実施し、漁業者の実態把握と漁業者が何を望んでいるかなどの調査を行っております。

また、素案の段階で漁協の組合長さん、役員などで構成される協議会への概要説明及び意見

聴取を行い、ビジョン策定に反映させております。その後、市内部の政策会議を経て、パブリックコメントを実施しております。

今後は、本日の委員会への概要説明を経て、公表する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

A3の概要版のほうでお願いいたします。

まず初めに、水産振興ビジョンの策定の背景について述べております。

本ビジョンは、本市水産業の現時点における問題点、課題等を整理し、今後の水産業振興を図る上での方向性と取り組む施策について作成したものです。

本ビジョンの位置づけとしましては、市の最上位計画であります第2次八代市総合計画を踏まえ、策定するものとしております。

計画期間は、令和元年度から令和7年度までの7カ年としております。

目標につきましては、本市第2次総合計画の基本計画に栽培漁業の推進を初め、4つの具体的な施策を示しております。これらの施策を推進することにより、基本目標である地域資源を活かし発展するまちを目指すこととしております。

概要書、右側の説明をさせていただきます。概要書右側で、第2次八代市総合計画と関連させて整理しております。なお、本体では同じものを35ページのほうにまとめて掲載しております。

系統図の左側に第2次八代市総合計画の基本目標と具体的な施策を掲げ、これと関連させる形で目指す方向性及び具体的な取組と数値目標を設定しております。

まず初めに、目指す方向性及び具体的な取組みのところで、継続的な水産資源の確保を目指す方向性として掲げております。

ここでは、具体的な取組みとして、つくり育てる栽培漁業の推進として、稚魚などの種苗

放流を行うこととしております。2つ目に、アサリ保護のための被覆網の設置及びアサリ着底促進基質設置を具体的な取組みとしております。

数値目標としましては、アサリ等貝類以外の水産物漁獲量、これ魚類になりますが、令和7年度で230トンと設定しております。

2番目に、豊かな海の回復及び水産業生産基盤・環境整備を目指す方向性としております。

ここでの具体的な取組みとしましては、アサリ漁場改善のための県営覆砂事業、アサリの食害対策となるナルトビエイの捕獲に対する支援。3番目に、水産多面的機能発揮対策事業の活動に対する支援。これは、鏡町漁協で取り組んでおられますアサリ漁場の環境改善を行う事業となっております。このほかに、漁場清掃、魚礁、藻場礁の設置、航路標識や船だまり等の補修、老朽化してきた漁港の機能保全工事などの推進を具体的な取組みとして行うこととしております。

数値目標としましては、アサリの漁獲量を令和7年度で230トンと設定しております。次に、漁場環境維持保全のための漁協による漁場清掃の回数、これにつきましては年23回以上としております。現状維持の数値となっております。漁港や航路航行時の漁船事故につきましては、航路標識などの整備を適切に行い、今後も事故ゼロを目指してまいります。

3番目の目指す方向性として、意欲と活力に満ちた漁業経営体としております。

ここでの具体的な取組みは、新規就業者に対する支援制度の活用としており、数値目標としまして、新規漁業就業者の確保1名以上としております。

同じく4番目の意欲と活力に満ちた漁業経営体につきましては、具体的な取組みを八代産水産物の品質向上や高付加価値化に対する支援、漁船等施設整備の際の借り入れに対する利

子補給、観光潮干狩りや舟出浮きなどの観光漁業に対する支援、八代産水産物を用いた魚食普及イベントの開催としております。

これらに対する数値目標につきましては、八代産水産物の品質向上や高付加価値化に資する取り組みを年2件以上、漁船等の施設整備の融資に対する利子補給が年2件以上、魚のさばき方教室などの魚食普及イベントを年2回以上開催することとしております。

最後に、漁協の組織基盤の充実・強化においては、組合員数が減少していく中、漁協合併は喫緊の課題であり、県と連携し漁協合併に取り組むこととしております。

ここでの数値目標は、年3回以上の漁協合併に関する研修や協議を行うこととしております。

以上、早口で申し上げましたけど、水産振興ビジョンの概要となります。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で八代市水産振興ビジョンの策定についてを終了いたします。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午後0時06分 小会）

（午後0時08分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（指定管理者の更新について）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、指定管理者の更新についてをお願いいたします。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の中でございます。

本日は、経済文化交流部が所管しております

施設のうち、今年度末に指定管理の期間満了を迎えるものについて、更新の手続に入る必要がございますので、今回の事務の進め方について御報告申し上げます。

説明については、着席の上、申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） お手元にA3の資料ございますでしょうか。そちらに基づいて説明いたします。

今回、13の施設が対象となりますが、検討に当たりましては、それぞれの施設の設置目的や、これまでの運営状況等について把握をし、さらに国の動向など近年の行政運営に関する状況の変化を加味した上で、本市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及びその運用方針に照らして判断したところでございます。

それでは施設ごとに説明いたします。

まず、やつしろハーモニーホールについては、平成19年から指定管理制度を導入し、これまで3回の指定管理を行っております。現在の指定管理者は株式会社イズミテクノです。前回の募集方法は公募で、期間は5年間ございました。

今回の募集については、施設の設置目的及び施設利用者のニーズに柔軟に対応できることや、民間事業者の競争性が確保できると判断いたしまして、引き続き公募として取り扱いたいと考えております。期間は5年間を考えております。

次に、八代市働く婦人の家です。平成21年からこれまで3回の指定管理を行っております。現在の指定管理者は、一般社団法人八代弘済会です。前回の募集方法は公募で、期間は5年間ございました。

今回の募集に当たりましては、施設の設置目的及び民間事業者の競争性が確保できると判断いたしまして、引き続き公募とし、期間は4年

間を考慮しております。

期間の4年間の理由といたしましては、婦人の家と運用・機能が類似しておりますサンライフ八代とあわせて、利用者の利便性や施設の運用・管理の効率化等について、ファシリティマネジメントの観点から検証を行う必要があると判断いたしましたことから、サンライフ八代の指定管理期間の終了年、令和5年度に時期を合わせるため、期間は4年間と考慮しております。

次に、八代市広域交流地域振興施設、いわゆる、よかところ物産館及び八代市松中信彦スポーツミュージアムについては、よかところ物産館が平成20年から3回、スポーツミュージアムが平成22年から5回、指定管理を行っております。両施設については、前回から一括で公募しており、現在の指定管理者は、株式会社肥後畳表中央市場で、市へ納付金を納めていただいております。

今回の募集方法は、引き続き一括公募で、期間は5年間とし、納付金をいただくことを考慮しております。

次に、八代市日奈久観光交流施設、いわゆる、ゆめ倉庫についてでございますが、平成24年からこれまで2回の指定管理を行っております。現在の指定管理者は、九州総合サービス株式会社です。前回の募集方法は公募で、期間は5年間ございました。

今回の募集方法は引き続き公募とし、期間は5年間を考慮しております。

次に、八代市五家荘観光施設についてでございますが、平成24年からこれまで2回の指定管理を行っております。対象施設は五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘自然塾、五家荘溪流キャンプ場、梅の木轟公園管理施設、五家荘草花資料館、久連子古代の里の8施設でございます。

このうち、資料の下段に記載しております五家荘草花資料館と久連子古代の里については、

利用者と売り上げの動向、また、観光施設あり方検討会の意見を参考にいたしまして、両施設の今後の活用方法を地元関係者などと協議していく必要があると判断しましたことから、今回は指定管理の対象から外すことといたしました。そのため、今回の指定管理の更新施設は、2施設を除く6施設について実施するものとし、募集方法は引き続き一括公募で、期間は5年間を考慮しております。

最後に今後のスケジュールでございますが、9月下旬から10月上旬を募集期間としまして、その後、候補者選定委員会で審議をした上で候補者を選定いたします。その後、12月議会におきまして、指定管理者の選定と債務負担行為の議決をお願いする予定としております。3月に協定書を締結し、4月からの管理運営開始と予定いたしております。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（北園武広君） 済みません。今回、13施設が指定管理で募集をされるということでございますけれども、先ほど話があったスケジュールの中で、10月下旬から11月上旬にかけて候補者の選定委員会を開催されるということでございますけれども、それのできましたら構成メンバー、誰々なのかという、どういった組織なのかという部分が1点と、それと本来、指定管理に関しては、国が推奨されてきとっただろうとは思っておりますけれども、内容的に企業のノウハウを市の施設に生かしてというような取り組みだとは思っておりますけれども、その中で各施設等もそれぞれに条例とかで縛られていて、そもそも企業が生かせるノウハウというのが果たして有効にできているのかなという感がありますので。ただ、それでモニタリング評価を年に1回されておるかと思うとすけれども、その中での

モニタリング評価は意義あるものなのか、またそれが評価された内容というのが次の更新とかそういったとに反映できているのかという部分、どういった反映の仕方があるのかという部分をお尋ねしたいというふうに思います。まずは構成メンバーから。

○商工政策課長（田中 孝君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）商工政策課の田中でございます。

委員お尋ねのまず1点目でございます。指定管理者候補者選定委員会の委員のメンバーということでございますが、予定では10月末から11月上旬ということで準備をしております。現在、外部委員さんを5名から7名程度、内部委員を5名程度ということで、物件が多うございますので、2日間にわたりまして対応してまいります。その中で出席おおむね9名から10名ということで進めてまいりたいと考えております。

主な外部委員さんで申しますと、税理士会の八代支部から御推薦をいただいた方、熊本高専から御推薦いただいた方、県立大学から御推薦いただいた方、県南広域本部、さらにはDMO、商工会議所、商工会、それと関係部署でございます総務企画部長、経済文化交流部長、財務部長、泉支所長というようなメンバー構成をもって進めてまいりたいと考えております。

それと、もう1点のモニタリングをどう生かすかということでございますが、概念的なところで申しわけございません、それぞれの施設がちょっとございますので。モニタリング評価をいたします。その結果につきましては、それぞれの利用人数だったり、維持管理の方法等をですね、勘案いたしまして評価をしているところでございます。さらにそれを受けての募集要綱策定という形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（北園武広君） ちょっとこれは意見として捉えていただきたいんですけど、期間が4年から5年ということで長期にわたっている。それは安定した経営を長くある程度保たないといけないというのは理解できるんですけども、昨今の施設、特に観光施設に関していくと、極端に利用者が少なくなってくる施設等も見受けられます。それに伴って収益等も減ってくるし、管理費の中にいろんな形で含まれてはいるかと思うんですけども、そういった感じでモニタリングで評価されたときに、その従業員さんといえますか、方々の意識の向上というかですね、それが5年間変わらなければ、やっても一緒、やらなくても一緒のような感覚になりやせんのかなと。だから、途中の4年間だったら2年とか、中間的にですね、その状況を見直しながらってという検討ができないものなのかなと。中間、間でですね、できないものなのかなというのが自分の中にありますので、その辺のところを検討できればなというふうに思いますし、そこはまた執行部のほうに足を運びまして、皆さん方とお話ししていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 途中の検証も含めてというような要望でありますので、聞き置いていただければと思います。

ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） 五家荘草花資料館、それから久連子古代の里、これは指定管理委託を更新しないということは、更新しないというかそのまんまのところやるちゅうことなんですか。それとも……。これは市の所有だったかな。そのまんま更新しないんだから、市の直轄であるということなんでしょうか。どういう意味なんでしょうか。それはなぜなのか教えてください。

○泉支所地域振興課長（中村道久君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）泉支所地域振興課の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま委員御質問の件ですけれども、今回2施設を指定管理のほうから外しております。

これにつきましては、当分の間、市で直営し管理をしながら、住民とも十分話していきながらですね、後の管理方法を考えたいと思っております。

以上です。（委員増田一喜君「なぜなんですか。なぜ外したんですか」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） なぜ外したのかという、その理由。

○泉支所地域振興課長（中村道久君） なぜ外したのかといいますと、観光施設あり方検討会の意見、それから利用者の売り上げ等が減少したというのが理由でございます。（委員増田一喜君「減少」と呼ぶ）はい、売り上げの減少です。

○委員長（成松由紀夫君） 売り上げの減少とあり方検討会の意見。よろしいですか。

○委員（増田一喜君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） 執行部に委員長から意見ですけど、あり方検討会ありきであんまり言ってもね、やっぱり議員さんにはなかなか響かんけんで、売り上げの減少とか端的なところをちょっと説明していただいて。

それと直営される部分というのは、ここは避難所に挙げられてるんじゃないですか。その説明はしなくていいの。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）岩崎です。よろしくお願ひいたします。

久連子古代の里のほうが避難所として使われております。それから地元の方々が両施設とも集会所みたいな生活に密着した使い方はできないだろうかというような御意見もいただいてお

ります。

それから、2つを外すに当たりましてはですね、地元とも十分協議をしながら、御意見を賜りながら進めているところでございますので、今後よりよい市民の地域の方々の生活に密着した使い方はないか、こういったものをですね、検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○委員長（成松由紀夫君） 増田委員、よろしいですか。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） だから、泉の地元の方々の意見をしっかり吸い上げて進めていくということで、中村課長、よろしいですか。

○泉支所地域振興課長（中村道久君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で指定管理者の更新についてを終了します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（やつしろハーモニーホールネーミングライツ・パートナー募集について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、やつしろハーモニーホールネーミングライツ・パートナー募集についてをお願いいたします。

○商工政策課長（田中 孝君） 改めまして、商工政策課、田中でございます。

やつしろハーモニーホールネーミングライツ・パートナー募集について御説明させていただきます。説明については着座して説明してよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○商工政策課長（田中 孝君） ありがとうございます。

それでは、お手元に配付しております、A4を1枚でございますが、そちらをごらんくださ

い。

まず、ネーミングライツの導入目的でございます。ネーミングライツを利用して新たな財源を確保し、当該文化ホールの維持管理及び文化振興を図ることを目的としております。ネーミングライツを導入することにより、自治体は新たな財源を確保できる、民間企業等は施設を通じて宣伝広告効果が得られる、市民はよりよいサービスを受けることができるというように、全方向にメリットを生じさせることが目的でございます。

募集期間といたしましては、令和元年9月26日から令和元年11月15日でございます。

愛称の使用期間といたしましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を想定しております。

導入スケジュールといたしまして、9月下旬、先ほどの期間、パートナー募集を行います。その後、12月に八代市広告掲載要領に基づき審査及び優先交渉権者の決定及び協議ということでございます。翌年1月中旬にはネーミングライツ・パートナーの決定、契約締結、1月下旬には調印式、2月から市のホームページ掲載、関係機関への周知、表示等の変更を行いまして、4月からネーミングライツの運用開始ということで考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（高山正夫君） ハーモニーホールのネーミングライツは大賛成です。契約価格はお幾らなんですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） こんにちは。企画政策課の福本です。

ネーミングライツの希望価格といたしますか、昨年度、実施しました八代トヨオカ地建アリーナのネーミングライツの事例を参考に希望価格

の設定を考えております。そのとき実施しました希望価格は300万円でございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） はい、ありがとうございました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） ないですね。なければ、以上でやつしろハーモニーホールネーミングライツ・パートナー募集についてを終了します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代港ポートセールスビジョンの改訂について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、八代港ポートセールスビジョンの改訂についてをお願いいたします。

○理事兼国際港湾振興課長（南 和治君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国際港湾振興課の南です。よろしくお願いいたします。

八代港ポートセールスビジョンの改訂について御報告させていただきます。説明については着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼国際港湾振興課長（南 和治君） それでは、配付資料に沿って御説明いたします。

まず、現行のビジョンですけども、策定期間が平成26年度から平成30年度となっており、平成30年度で終期を迎えましたことから、これまでのポートセールス活動や目標達成状況を振り返り、今後5年間における新たな目標値やポートセールスの方向性の見直しを行うため、策定いたします。

ビジョン策定の目的としましては、八代港に求められる役割の増大に伴い、地域産業の競争

力強化と地域経済の発展を目的に、八代港におけるポートセールスの方向性や取り組み内容、達成目標などを関係者間で共有し、連携して取り組むことで、その効果の最大化を図ることを目的とするものでございます。

策定の時期は、今月の予定となっております。

策定の主体は、熊本県及び八代港ポートセールス協議会でございます。

今回、策定までの経過といたしましては、平成31年3月8日に関係企業や関係機関にお集まりいただき、意見集約を行っております。その後、5月末までに事務局にて素案を作成され、5月31日に開催された八代港ポートセールス協議会の理事会・総会で説明がなされております。その後、各関係企業・機関との意見集約が行われ、8月5日から9日にかけて八代港ポートセールス協議会会長、各理事、関係企業、関係機関へのビジョン案の提示が行われ、その意見を反映させたものを、本日、熊本県議会、八代市議会の両常任委員会へ報告させていただいております。

ビジョンの内容につきましては、別紙の2枚目のほうですね、八代港ポートセールスビジョン概要版にて説明させていただきます。

まず、八代港の概要につきましては、地理的な位置、主な沿革について記載し、コンテナヤードについて主な港湾スペックを記載してございます。詳細については説明を省略させていただきます。

次に、ビジョンの中身についてでございますが、左からまず八代港の現状について、輸出入貨物の集貨、航路サービス、港湾機能、クルーズ船の4項目に分けて整理し、その右隣に4項目ごとに八代港の課題を抽出しております。

例えば、1項目めの輸出入貨物の集貨では、国際コンテナ貨物の取り扱いが3年連続で過去最高を更新しているものの、課題のところ輸出の74%、輸入の64.3%が博多港を利用

している状況となっております。それらの4項目の課題を踏まえて、今後取り組む施策を項目ごとに中央右の課題を踏まえた施策欄に示しております。

1項目めの輸出入貨物の集貨では、さらなる取り扱い貨物をふやすために、福岡県の港を利用している県内及び南九州の荷主企業へのポートセールスの実施などを掲げております。

2項目めの航路サービスでは、八代港のさらなる利便性向上による競争力強化を図るため、新規航路の誘致や既存航路の延伸、増便の働きかけを行っていくこととしております。

3項目めの港湾機能では、コンテナターミナルシステムの導入や、ストラドルキャリア更新など設備の充実化等に向けた支援のほか、輸出コスト削減につながるマイナス14メートル航路の着実な整備促進や、農林産物、危険物の取り扱い量の増加に資するリーファーコンセントの増設やCFS倉庫の整備などを掲げております。

4項目めのクルーズ船では、官民連携により受け入れ体制の強化を図ることとしております。

これらの取り組み施策により、コンテナ貨物取扱量による目標数値を、令和5年には2万8000TEUを目指すこととしております。中長期的にはひとり立ちできる目安が3万TEUから4万TEUと言われることから、4万TEUを目指すこととしております。

最後に、これらの施策により八代港の将来像といたしまして、次の機能、役割を担う港を目指していくこととしております。

一つ、南九州から世界につながる物流のゲートウェイとして、企業から選ばれる港。一つ、韓国に加え、中国、台湾等との新規航路を実現し、世界とつながる利便性の高い港。一つ、熊本県南フードバレー構想や、やつしろ物流拠点構想と連携した南九州の物流集積に対応できる機能を持つ港。一つ、九州中央の大型クルーズ

船の受け入れ拠点として、観光客で賑わう港としております。

以上で八代港ポートセールスビジョンの改訂についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（西濱和博君） 御丁寧な説明ありがとうございました。これまでの取り組み、大変だったかと思えますけれども、評価したいと思います。

本日は概要版の御説明ということで、やがて本編がしっかりと公表されるというふうに思うんですが、私たち県民、市民は本編をどのような媒体を使ってですね、その内容を知ることができるかというのがまずお尋ねです。

2点目です。御説明にもありましたけれども、アジアにつながる世界に羽ばたく八代港ということで、ここにも韓国、中国、台湾等々書いてございますが、ポートセールスということで、国内だけでなく、やはり世界にうっていかれるんだろうというふうに思いますので、この内容の概要版程度でもいいのかもわかりませんが、日本語表記だけじゃなくてですね、外国の方にも訴えるような資料の作成とかをされているかどうか。されてなければ、県のほうにでもですね、要望していただけたらどうかなと思うんですけれど。この2点をお伺いします。

○理事兼国際港湾振興課長（南 和治君） まず1点目の公表の件ですけども、これは今、県のほうで決裁をとられている途中ということで、説明が終わってるんでもうじき決裁が終わりますという報告を受けております。決裁が終わったら県のほうのホームページ等で公開されるものと思っております。

それともう1点、多言語表記ですけども、そちらのほうは、今のところ、そういった多言語表記で作成するという話はちょっと聞いてませ

るので、今、お話しされたところをですね、県のほうに申し入れしておきたいというふうに思います。

○委員（西濱和博君） 承知しました。県のホームページでも見れるということですが、八代市のホームページでも、せっかくだからですね、ポートセールス協議会も御加入ですから、リンクできればなおさらいいかなと思います。

それと多言語表記については、ぜひですね、遠いこととしてでなくて、恐らく効果がないことはないと思いますので、積極的に取り組んでいただけるよう、しっかりとリクエストを上げてください。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） 八代港の将来像ということで、韓国に加え、中国、台湾等との新規航路を実現のようなことを書いてありますけど、台湾はいいんですけどね、韓国もちょっとまずいし、中国とはできるのかなという心配があるんですよね。ただ、答えにくいとは思うんですよね。なかなか難しいと思うんですよ。将来のことなんだから、自分たちでこうと思っても、相手方がおることわからない部分があるから、なかなか答えるのが難しいところがあるんですけども、一応どんなふうな見方をされてますか。

○委員長（成松由紀夫君） 今後の見方について。

○理事兼国際港湾振興課長（南 和治君） 今おっしゃるようですね、昨今ちょっと国際情勢でなかなか難しい面がございますけども、つい8月ですね、昨年でもしたけども、ポートセミナーというのを開催しております。そこに荷主企業さんですとかに多数お集まりいただくんですけども、そういった中からもですね、どうしても中国との取引が多いもんですから、中国との直接の航路をつくっていただきたいという

要望はかなりあっておりましたので、それに向けては我々も動いてきております。

今の状況としては、かなり船主さんとしましても興味を示されているところもありますので、先のことはちょっとわかりませんが、できれば荷主さんの要望が多いというところで引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員（増田一喜君） そうですね。民間同士は結構いいんですけどね、やっぱり国と国というのは政治的な話が絡むんでしょうけど、なかなか今、微妙な情勢になっているからですね。だけでも民間のほうと一緒にですね、うまくいくように努力していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。意見でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 今のことも含めて考えれば、多言語表記は重要ですよ。そういうのも考えていただきたいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で八代港ポートセールスビジョンの改訂についてを終了いたします。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（台湾バドミントン協会との友好交流覚書締結について及び2019女子ハンドボール世界選手権大会について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、台湾バドミントン協会との友好交流覚書締結について及び2019女子ハンドボール世界選手権大会についてをお願いいたします。

○スポーツ振興課長（小野高信君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）スポーツ振興課、小野でございます。本日は台湾バドミントン協会との友好交流覚書の締結と、2019女子ハンドボール世界選手権大会について御報

告いたします。なお、報告については着座にて報告してよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○スポーツ振興課長（小野高信君） まず1点目ですけれども、台湾バドミントン協会との友好交流覚書締結ですけれども、台湾バドミントン協会と八代市、熊本県バドミントン協会、八代市バドミントン協会との4者におきまして、令和元年9月9日に台湾台北市におきまして、スポーツ分野における友好交流覚書を締結してまいりました。

これまでの経緯についてですけれども、まず初めに、平成29年1月に八代市東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致推進実行委員会を設立いたしました。その中で県等からの助言等をいただきながら、競技種目をバドミントン、対象国を台湾として検討を進めてまいりました。平成30年4月に中村市長を初めとした実行委員会メンバーで台湾台北市を訪問しまして、台湾バドミントン協会理事長、副理事長などに対し、八代市の概要やスポーツ環境、周辺施設、バドミントンチームの紹介などのトップセールスのほうを実施いたしました。

その後、平成31年1月に台北市及び基隆市を訪問し、再度バドミントン協会への市長トップセールスのほうを実施しております。

また、この際の訪問では、八代市のジュニアバドミントンチームの選手と、台北市・基隆市のジュニアバドミントン選手との交流試合などのバドミントン交流を行っております。

令和元年6月にも台湾バドミントン協会との協議のほうを行っております。この協議の中で台湾バドミントン協会がジャパンオープンの視察を行うということであったために、ぜひ八代のほうを視察してもらいたいとの依頼のほうを行っております。

また、バドミントン協会からも9月にヨネックスチャイニーズタイペイオープン2019を

開催するので中村市長へ表彰式のプレゼンター
を行ってほしいとの依頼を受けております。

この訪問の際にも市内高校のバドミントン選
手が同行し、台北市・高雄市とのバドミントン
交流も実施しております。親善試合や記念品交
換、台湾ナショナルスポーツトレーニングセン
ターなどの視察を行い、参加した選手、監督か
らも、これまでにない経験ができたなどの声を
いただいたところでございます。

そして、9月6日から9日にかけて、ヨ
ネックスチャイニーズタイペイオープン201
9の視察と、台湾バドミントン協会の友好交流
覚書の締結を行ってまいりました。

資料のほうは3ページになります。

ヨネックスチャイニーズタイペイオープン2
019では、女子ダブルスの表彰式において中
村市長がプレゼンターとして優勝及び準優勝の
選手への表彰を行っていただいております。

9月9日に台湾バドミントン協会と八代市、
熊本県バドミントン協会、八代市バドミントン
協会との4者におきまして、スポーツ分野にお
ける友好交流覚書を締結することができました。

4ページ目をごらんください。友好交流覚書
の写しを添付しております。

中華国民バドミントン協会と八代市、熊本県
バドミントン協会、八代市バドミントン協会は、
相互の友好関係の強化及び相互理解を増進する
手段としてのスポーツ分野における協力の進展
を目指し、覚書を締結するとの内容で締結して
います。

今後、八代市と台湾バドミントン協会との間
におきましてそれぞれに訪問を行うなど、ジュ
ニアのバドミントンの親善試合や友好交流、ま
た、ナショナルチームの事前キャンプ誘致への
協議などを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の2019女子ハンドボ
ール世界選手権大会についてでございます。資
料のほうは、別紙1と書いてあるものをごらん

いただければと思います。

まず、大会概要でございますけれども、主催
は国際ハンドボール連盟、通称IHFと申しま
すが、ハンドボール連盟でございます。

2の開催期間でございますけれども、201
9年11月30日土曜日から12月15日日曜
日の16日間でいきます。

試合数については96試合、会場については
パークドーム熊本、アクアドームくまもと、熊
本県立体育館、八代トヨオカ地建アリーナ、山
鹿市体育館の5会場となります。参加チームは
各地で開催された大会予選等を通じ、24チ
ームが決定しております。

今回の大会のうち、トヨオカ地建アリーナで
は予選ラウンドの10試合が行われます。日程
につきましては、11月30日土曜日、12月
1日日曜日、3日火曜日、4日水曜日、6日金
曜日の計5日間でございます。

八代での対戦チームですけれども、下の赤枠
で囲っておりますグループCのルーマニア、ハ
ンガリー、モンテネグロ、スペイン、セネガル、
カザフスタンの6カ国となっております。

次に、資料2のほうをごらんいただけますで
しょうか。これまでも大会の成功に向け、鋭意
準備を進めてきましたけれども、今後の機運醸
成の取り組みについて御説明いたします。

まず、特別サポーターの八代亜紀さんが書き
下ろした絵画及び大会トロフィー、メダルを八
代市役所仮設庁舎で展示いたします。

期間は、10月21日月曜日から10月31
日木曜日の平日の開庁時間となります。

展示物といたしましては、八代亜紀さんの油
絵を展示いたします。

次に、優勝チームに贈られるトロフィーを展
示いたします。このトロフィーは阿蘇市在住の
彫刻家、石原昌一さんの作品で、日本の女子ハ
ンドボーラーをモデルに作製されており、台座
部分を熊本の伝統的工芸品、肥後象嵌で装飾さ

れております。

次に、大会の上位3チームに贈られるメダルを展示いたします。メダルの中心に熊本及び八代を中心としてつくられた刀のつばである肥後鐔をモチーフにしたプレートが配置されております。プレートには日本を象徴する花である桜の花を熊本の伝統工芸品である肥後象嵌で表現してあります。また、リボンには山鹿市で生産された絹糸を使い、日本の伝統技術を用いて作製する組み紐を採用することで、日本らしさ、熊本らしさを表現してあります。

このように展示物を市民にごらんいただくことで、女子ハンドボール選手権大会に向けた機運の醸成を図りたいと考えております。

次に、資料3をごらんください。

2019女子ハンドボール世界選手権大会の30日前イベントとしまして、「2019熊本に国際スポーツイヤーがやってくるin八代」を開催いたします。日時は10月27日(日)、場所はイオン八代でございます。

主な内容としまして、2019女子ハンドボール世界選手権大会特別サポーターや、オムロンハンド部選手のトークショーや、出場国応援運動Cグループ6カ国のPRステージ、ハンドボールのフリースロー体験や、VR・AR体験コーナーなどを展示する予定です。そのほか、くまモンステージや、メダル、トロフィーの展示など、多くの市民にハンドボールの魅力をアピールしたいと考えております。入場無料となっております。11時15分からセレモニーも開催いたしますので、よろしければぜひお立ち寄りいただければというふうに思います。

最後に、女子ハンドボール応援宿泊プランin八代のチラシのほうをごらんいただけますでしょうか。こちらは大会期間中、八代市に宿泊してもらい、2019女子世界ハンドボール選手権大会の観戦ができる旅行商品でございます。

期間は11月29日から12月15日となっ

ており、期間中に八代市内のホテル、旅館に宿泊すると格安で利用することができ、あわせて世界ハンドの観戦チケットがセットになっております。これはモニターツアーとしての旅行商品を造成することで、県外や国外の利用客を図ることはもとより、大会を盛り上げることを目的としております。ぜひ県外などから八代市にお越しいただくお知り合い等がおられましたら、御紹介していただければと思います。今後は県外からの誘客を図るために福岡県や広島等においてPRを行っていきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、2019女子世界ハンドボール選手権大会は、世界最高峰のプレーを間近に見ることができる二度とないチャンスでありますので、今後もさまざまな取り組みを行い、オール八代で機運の醸成を図ってまいりたいと思いますので、ぜひ観戦いただければというふうに思います。

以上で報告のほうを終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（増田一喜君） チケットほうは売れているのかな。どうやって買っていいか私はようわからんとですけどね。だけん、売れてんのかなと思ってですね。買いたいけど、今、考えよるところなんです。

○委員長（成松由紀夫君） 世界ハンドボールのチケットについて。

○スポーツ振興課長補佐兼スポーツプロジェクト推進室長（本村秀記君） チケットにつきましては、我々もですね、大もとの国際スポーツ大会推進課というのがですね、県庁内にあるんですけども、そこに問い合わせ中ですね、今月末ぐらいまではですね、各コンビニで販売されているんですけども、その集計が出るのではないかというふうに今向こうからお答えをいた

だいているところでございます。

購入方法につきましては、今、各ですね、八代では5日間行われるんですけども、今の午後ですね、昼から大体7時ぐらいからあるんですけども、午後の部分のハッピーアワーチケットというのがですね、500円のクーポン券がついたハッピーアワーチケットというのは販売されておりますけども、午前中の部がですね、販売されておられません。こちらはインターネットのほうで販売されておりますけども。ただ、10月1日から八代で行われますチケットにつきましては、全てですね、手売りの販売所があります。八代市の総合体育館、それと観光案内所、DMOさんのくまナンステーション、それとハヤカワスポーツ店、そして仮設庁舎の弘済会さんの売店のところですね、それとゆめタウンのところで買えるようになりますので、10月1日からですね、手売りというか、直接購入できるようになります。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） DMOって、くまナンステーションのこと。

○スポーツ振興課長補佐兼スポーツプロジェクト推進室長（本村秀記君） はい、くまナンステーションです。

○委員長（成松由紀夫君） 中心市街地にあるの。

○委員（増田一喜君） はいはい、わかりました。また後で詳しく聞きます。

それと、質問じゃないんですけど、ちょっと御意見ちゅうか話なんですけど、この台湾のバドミントン協会との友好交流、ここですね、覚書ができたという。以前、私と経済企業委員長の成松議員と台湾に友好都市だったかな、友好都市の覚書ちゅうか、協定のときにお伺いしたとき、ちょうどこの台湾バドミントンのほうもお会いできたんですよ。そのときにこの話が出たんですよ。この交流ちゅうか、子供たち

もということで。そのときには何かいい返事はなかったんですよ。ちょっと悔しい思いをしながら帰ってきた覚えがあるんですけども。しかし、その後、担当課のほうがですね、職員さんのほうが一生懸命やって、こうやって協定まで結びつけたと。非常に御苦労されたと思います。しかし、その結果がちゃんと出ているのでですね、大変御苦労さまでございました。評価いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 前議長からお褒めの言葉でございました。

ほかに何かございませんか。

○スポーツ振興課長（小野高信君） 済みません。ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思えます。今ありました、台湾バドミントン協会の友好交流覚書の資料の2ページ目ですけども、済みません、一番上段のほう、平成30年1月としておりますけど、済みません、平成31年の1月に台湾との交流のほうを行っております。済みません、訂正のほうをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ああ、そうですよね。これよね。これ、平成31年、そうですよね、ことしの1月だったですもんね。元日早々、市長も行かしたやつでしょう。

○スポーツ振興課長（小野高信君） お正月に行っていたいたやつです。

○委員長（成松由紀夫君） ことし、たいへんだったから。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で台湾バドミントン協会との友好交流覚書締結について及び2019女子ハンドボール世界選手権大会についてを終了いたします。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（プレミアム付商品券事業について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、プレミアム

付商品券事業についてをお願いいたします。

○プレミアム付商品券事業推進室長（山内真奈美君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）プレミアム付商品券事業推進室の山内です。本日はプレミアム付商品券事業について、その概要とまた進捗について御報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。座りましての説明をお許しください。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○プレミアム付商品券事業推進室長（山内真奈美君） それでは、表題のほうにプレミアム付商品券事業についてとあります3枚物の資料に沿いまして説明させていただきます。

初めに、1、事業概要のほうをごらんください。

今回の商品券の発行目的につきましては、ことし10月からの消費税率の10%への引き上げによる所得の少ない方、子育ての世帯への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、商品券を発行するものとなっております。

今回発行いたします商品券の概要でございますが、商品券は500円の10枚組み、1冊5000円となっております。この5000円の商品券を4000円で5冊まで購入することができます。5冊購入された場合、2万円で2万5000円の商品券が購入できるということになります。

商品券は1冊から数回に分けて必要な冊数のみ購入することが可能です。また、代理人、使用者による購入も可能となっております。なお、購入するためには購入引換券が必要となっておりまして、御購入される際には販売する窓口のほうに購入引換券と現金——購入代金を御持参いただき、御購入いただくこととなります。

この商品券の見本、また購入引換券の見本につきましては、資料の3ページのほうに縮小して掲載しておりますので、ごらんいただきたい

と思います。

なお、今回の商品券事業につきましては、補助率100%の国庫補助事業となっております。

1ページのほうに戻っていただきまして、今回の商品券の購入対象者となります、2、対象者をごらんください。

今回の対象者は、1、令和元年度市県民税、均等割になります。こちらが課税されていない方、いわゆる非課税世帯の方と、②平成28年4月2日からことしの9月30日の間に生まれた子、すなわち3歳半未満の子供さんがいらっしゃる世帯の世帯主となります。

まず、1の非課税世帯の方につきましては、購入引換券の交付申請という手続が必要となっております。対象となります3万880人の方には、7月から購入引換券交付申請書を発送しております。その申請状況ですけれども、9月19日現在で申請件数8444件、申請率27.3%となっております。

なお、10月1日からの商品券使用開始後も申請いただけるように、購入引換券の交付申請期限は、令和2年2月21日金曜日までと約8カ月間設けさせていただいております。

また、現在、交付申請されました方に対し審査を行った後、購入引換券の発送を行っております。9月末までに約7600人分を発行する予定といたしております。

次に、②の子育て世帯の方につきましては、交付対象となりますお子様を3500人と見込んでおります。子育て世帯の方は、購入引換券の交付申請は不要となっておりますので、平成28年4月2日からことしの7月31日までの間に生まれられました子供さんがいらっしゃる世帯主の方には、8月に購入引換券、3047人分を発送いたしております。

また、ことしの8月1日から9月30日までに生まれた子供さんがいらっしゃる世帯主の方には、10月に購入引換券を発送することとい

たしております。10月には全対象者に対し送付が完了する見込みとなっております。

なお、購入いただけます商品券の限度額ですが、1の非課税世帯の方は、券面額2万5000円、販売額が2万円となりますが、2番の子育て世帯の方につきましては、3歳半未満の子供さんの人数分となります。また、1番、2番の両方に該当する方の場合、どちらも購入対象者となります。

次に、3、商品券の販売について説明させていただきます。

商品券の販売期間は、令和元年9月28日から来年の令和2年2月29日までの5カ月間を設けております。

販売期間中の販売場所及び日時につきましては、まず事前販売といたしまして、今月9月28日の土曜日と29日日曜日の9時から16時に、市役所の千丁支所のみで販売を行います。

また、最終日販売といたしまして、来年の令和2年2月29日の土曜日、こちらも9時から16時に、こちらは市役所の仮設庁舎となりますが、プレミアム付商品券事業推進室で販売を行います。

また、常設販売といたしまして、令和元年9月30日の月曜日から来年の令和2年2月28日金曜日までの間、平日の9時から17時におきまして、市役所仮設庁舎プレミアム付商品券事業推進室のほか、簡易郵便局を除きます市内の30局の郵便局において販売を行います。

なお、販売を行う郵便局の一覧につきましては、資料の3ページの下段に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

旧八代市内が八代郵便局ほか17局、千丁町が1局、坂本町が3局、鏡町が3局、東陽町が2局、泉町が3局の計30局となっております。

説明資料の2ページのほうにお戻りいただきまして、丸印の自ですね、3つ目となります。この9月30日の月曜日から、来年の2月28

日の金曜日までの常設販売期間におきましては、仮設庁舎のプレミアム付商品券事業推進室では、毎週木曜日の市役所延長窓口に合わせて19時まで販売時間を延長し、販売を行うことといたしております。

次に、4の商品券の使用期間でございますが、ことし令和元年10月1日火曜日から来年の令和2年3月31日火曜日までの5カ月間といたしております。

次に、5、商品券が使用できる店舗（取扱店舗）についてでございますが、取扱店舗登録申請を行った市内の小売・サービス店舗を対象といたしており、9月17日現在で563店の店舗に御登録いただいているところでございます。

取扱店舗の募集期間としましては、ことしの7月1日から8月31日までを1次募集といたしまして、9月1日から10月31日までを現在2次募集といたしまして募集を行っているところです。また、それ以降、12月28日まで受け付けることといたしております。

次に、商品券が使用できないものでございますが、1の不動産及び金融機関、②のたばこなどを対象外といたしまして、10項目の商品またはサービスを指定、列記させていただいております。

最後になりますが、（4）使用済み商品券の換金についてでございます。

今回は換金業務を民間業者に委託いたしております。使用済みの商品券の換金期間は、令和元年10月15日火曜日から、来年の令和2年4月20日月曜日までといたしております。

使用済み商品券の換金方法でございますが、取扱店舗は使用済み商品券を換金業務受託業者へ直接御送付いただきます。その後、換金業務受託業者は使用済み商品券の枚数などを確認した後、取扱店舗への代金を振り込みにて支払います。また同時に店舗に対し振込通知を行います。その後、使用済み商品券の券面額を市に対

し請求を行いまして、市はその換金業務受託業者へ使用済みの商品券面額を支払うという手順となります。

以上、説明させていただきましたように、今回の商品券事業では市内30局の郵便局で商品券の販売が可能となったこと、また、換金業務を業者に委託したことで市役所仮設庁舎での販売時に購入に来られた市民の方と換金に来られた取扱店舗の方と、窓口の分散、すみ分けが図られますことから、販売時や取扱店舗の方の換金時の窓口の混雑の緩和が期待されると思っております。また、特に郵便局で商品券の販売を行うことで購入できる場所が広がりましたことから、購入者の方の利便性の向上が図られるのではないかと期待しているところです。

早速、今週末9月の28日から臨時販売が開始されます。また10月1日から使用開始となります。現在、その準備を進めさせていただいているところですが、今後も市民の方に対し制度の理解をしていただくように説明等に努めるとともに、購入引換券交付申請の勧奨というものに努めてまいりたいと考えております。

以上、今回の商品券事業についての御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上でプレミアム付商品券事業についてを終了いたします。

執行部におかれましては、先ほど増田議員からもありましたが、多岐にわたって経済文化交流部は、何でも屋さんじゃないんですけど、多岐にわたったいろいろなことに多様に対応されて結果が出ているので、引き続きぜひ頑張ってくださいというふうに思いますので、山本部長にもくれぐれもよろしくお伝えいただければ

と思います。よろしくお願いいたします。

それでは、執行部は御退出ください。

○委員長（成松由紀夫君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後1時06分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年9月24日

経済企業委員会

委員長